

市立公園について



小金井市環境政策課緑と公園係

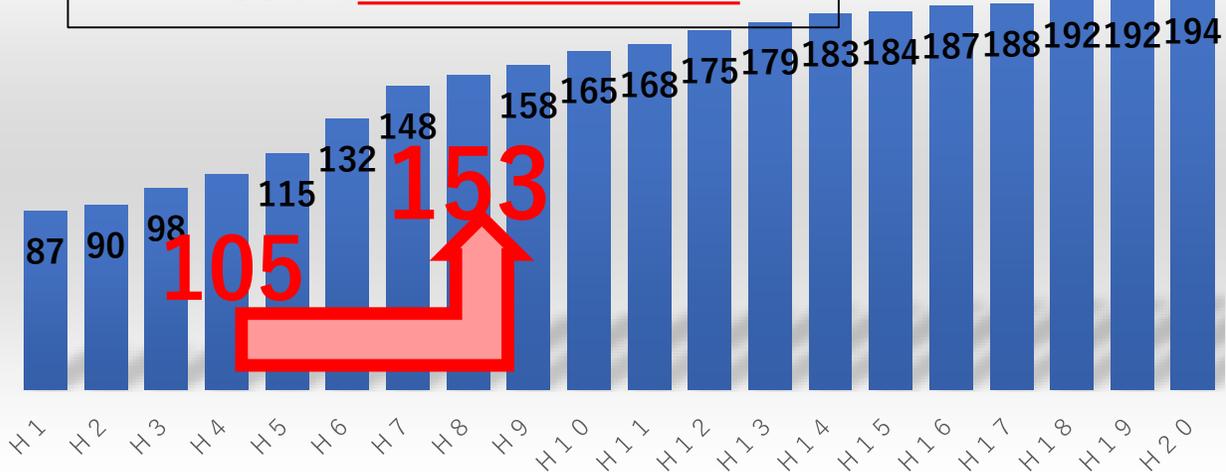
市立公園が抱える主な3つの課題

●市立公園全体における小さな公園



●公園の増加傾向（平成1~20年度）

平成4年度から平成8年度までの
5年間で **48箇所増加**



●小金井市立公園の主な3つの課題

問題①：利用者が少ない。

- ・閉鎖緑地を除く143か所の市立公園のうち、67か所（約47%）が1日の利用者数が10人以下の状況となっております。

問題②：維持管理が行き届いていない。

- ・樹木の剪定や草刈りに対する要望は、全体の半数以上（約56%）を占めています。
- ・粗大ごみの不法投棄、お弁当のごみ、缶・ペットボトル、タバコなどのポイ捨ても日常的に多い状況です。

問題③：施設の老朽化が進んでいる。

- ・平成3年度以前に設置された供用開始から30年以上経過した市立公園は、93か所（全体の約44%）である。そのうち、41か所（約44%）が100㎡以下の小規模公園です。

市立公園に市が求める役割

一方で、市は、**市立公園を「多様な機能（子供の遊び場や地域交流の場など）を有しており、地域の魅力向上に有効な公共施設」である**と考えています。

散歩や運動の場

子どもの遊び場

地域交流の場

火災時の延焼防止機能

本市が公園に求める基本的な役割

①地域の魅力の活用

地域の魅力（自然や歴史）を生かし、市民の誇りとシティプロモーションにつながる空間の創出

②多世代交流の機会創出

子どもから高齢者まで誰もが利用しやすく、地域ニーズに応じた機能性の発揮
特に子どもや子育て世代が公園を活用し、子どもの環境教育や情操教育の場となる公園づくり

③市民の主体的な活動の場の提供

市民が地域の公園を応援できる仕組みをつくり、市民主体で持続的に管理・活用できる場づくり

市立公園に関する市のこれまでの取り組み

●小金井市立公園整備優先順位の評価に関する要綱

今後の公園整備について、「選択と集中」により公園の質の向上を図るため、公園面積や利用者数等を評価指標として、整備の優先度をAからDまでの4段階により評価

評価	位置づけ
A	地域の核となるような重要な公園・緑地であり、理想的な公園像に向けて、重点的に公園・緑地の在り方を誘導していく市立公園
B	地域に必要な公園・緑地として、地域ニーズを踏まえながら管理・活用を図る市立公園
C	都市のオープンスペースとして貴重な公園・緑地であり、環境機能及び防災機能の維持・活用を図る市立公園
D	現状で管理・活用が非効率な公園・緑地であり、有効な利活用について今後一から検討し直すことが求められる市立公園

(出典) 小金井市立公園整備優先順位の評価に関する要綱 別表第2

●市立公園の指定管理者制度導入検討



現在の維持管理・運営の状況

下図は、対象施設の維持管理及び運営に関する業務の現況について、委託仕様書等を基に整理した図です。

施設種別	発注区分	主な維持管理										運営					
		高・中木 手入れ ※1	草刈り ※機械・手刈り 両方を含む	生け垣 手入れ ※刈込物を含む	落ち葉 清掃	公園・ 緑地(内) 清掃	フジ 手入れ	害虫 駆除 ※2	枯損木 伐採 ※3	砂場 清掃	窓口	市民対応・ 行為許可 対応					
都市公園	1工区	上水公園															
		小長久保公園															
		上の原公園															
		桜町公園															
	2工区	前原町三丁目公園															
		ぐみの木公園															
		貴井げやき公園															
	3工区	三楽公園															
		浴恩館公園															
		栗山公園															
都市公園 以外の公園	1工区(51箇所)																
	2工区(33箇所)																
	3工区(44箇所)																
都市公園 以外の緑地	1工区(32箇所)																
	2工区(37箇所)																
特別緑地保全地区(滄浪泉園)																	
公共緑地(3箇所)																	

- ✓ **現在は、約30本の委託業務により、公園・緑地の維持管理を行っています。**
 - ✓ **キッチンカー等に係る行為許可は、現在、市で対応しています。**
 - ✓ **遊具等の修繕については、毎年遊具点検を行い、修繕を要するものについて、剪定等の維持管理に含まれておらず、別途実施しています。**
- ※1：現状は、たくさんある樹木の内、本数を指定して手入れをしている状態です。危険な木がある等の報告があった場合は別途発注・対応しています。
- ※2：害虫駆除も、枯損木伐採同様、別途発注・対応を行っております。
- ※3：枯損木伐採については、「危険なものがある」と、委託事業者から報告があったタイミングで都度、別途発注・対応しています。

: 民間事業者
 : 障害者団体
 : シルバー人材センター
 : 市（直営）
 : 市民（環境美化サポーターなど）
 : 子供会（謝礼あり）
 : 維持管理の対応なし

市立公園の指定管理者導入の目的

公園の質の向上

① 公園の適切な維持管理

② 環境美化サポーターとの協働推進

③ 低未利用公園の活用

④ にぎわいの創出

⑤ 公園の魅力向上

指定管理者制度を導入

民間事業者の経験とノウハウを最大限活用

指定管理者導入制度とは

目的 公園の多様な機能を活用し、**地域の住民の福祉の増進**させること

管理主体

民間事業者やNPO法人等に広く開放

- ① 民間活力による市民サービスの向上
- ② 費用対効果の向上 など

条例の制定

条例の定めるところにより、指定管理者が公園の管理を行うことができる。

条例で定める事項

- ・ 指定の手続き（申請、選定、事業計画書の提出等）
- ・ 管理の基準（休園日、開園時間、法令順守による適正管理、適切なサービス提供等）
- ・ 業務の具体的範囲（公園の維持管理、要望受付、使用許可、自主事業）

指定の方法

公募により応募のあった事業者を指定管理者選定委員会において、指定候補者を決定し、議会の議決を経て、指定管理者を指定

利用料金制

公園の利用に係る料金を指定管理者が自らの収入として収受することができる。

事業報告書の提出

毎年度終了後、管理状況、利用状況、収支状況等事業報告書の提出により管理の実態を把握

指定管理者導入制度の本市導入事例

障害者福祉センター

(平成18年4月～)

本町高齢者在宅
サービスセンター

(平成18年4月～)

武蔵小金井南第2自転車駐車場
外6施設

(平成18年4月～)

清里山荘

(平成18年9月～)

総合体育館
栗山公園健康運動センター

(平成21年4月～)

市民交流センター
(宮地楽器ホール)

(平成24年3月～)

東小金井事業創造センター

(平成26年8月～)

児童発達支援センター

(平成28年4月～)

市立公園の指定管理者導入の事業効果

①維持管理の質の向上

公園の維持管理の実績のある事業者による計画的かつ
予防的観点での日常管理

②市民協働の推進

市民協働の経験、ノウハウ、専門的知識を有する市民
協働担当者を指定管理者側に配置

③利用者の利便性向上

各種イベント、バーベキュー利用の公園使用申請や公
園に対する要望を土日祝日も受付

④公園の魅力向上

年間を通して充実した市民参加型のイベント開催

指定管理者制度導入概要（予定）

対象施設

小金井市が管理する全ての市立公園（現時点：212箇所）

主な市立公園

滄浪泉園、栗山公園、梶野公園、浴恩館公園、三楽公園、貫井けやき公園

事業期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日までの5年間

その他

栗山公園・梶野公園での民間施設（カフェ等）の設置許可

指定管理者制度導入スケジュール（予定）

実施項目	実施時期
民間事業者との意見交換（事業の市場性確認）	令和4年5月～6月
市立公園条例改正	令和4年9月（令和4年第3回定例会）
募集要項の公表	令和4年11月
1次審査（指定管理者選定委員会）	令和5年4月
2次審査（指定管理者選定委員会）	令和5年5月
指定候補事業者決定	令和5年6月
指定管理者指定議案	令和5年9月（令和5年第3回定例会）
指定管理者による業務開始	令和6年4月1日